

○ 経済産業省
環境省 告示第 号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）により指定された平成二十八年熊本地震による災害に
関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律
第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権
利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十八年 月 日

経済産業大臣 林 幹雄
環境大臣 大塚 珠代

特定権利利益	対 象 者	延長後の満了日
フロン類の使用の合理化及び管 理の適正化に関する法律（平成 十三年法律第六十四号）第二十	平成二十八年熊本地震による災 害に際し災害救助法（昭和二十 二年法律第百十八号）が適用さ	平成二十八年九月三十日

<p>使用済自動車の再資源化等に関するもの</p>	<p>七条第一項の規定による登録であつて、同法第三十条第一項の規定により、平成二十八年九月三十日以前にその効力を失うものの フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第六十条第一項の規定による許可であつて、同法第六十五条第一項の規定により、平成二十八年九月三十日以前にその効力を失うもの</p>
	<p>れた市町村の区域に事業所を有する者</p>

する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定による登録であつて、同条第二項の規定により、平成二十八年九月三十日以前にその効力を失うもの

使用済自動車の再資源化等に関する法律五十三条第一項の規定による登録であつて、同条第二項の規定により、平成二十八年九月三十日以前にその効力を失うもの

使用済自動車の再資源化等に関

する法律第六十条第一項の規定
に基づく許可であつて、同条第
二項の規定により、平成二十八
年九月三十日以前にその効力を
失うもの

使用済自動車の再資源化等に関
する法律第六十七条第一項の規
定による許可であつて、同条第
二項の規定により、平成二十八
年九月三十日以前にその効力を
失うもの